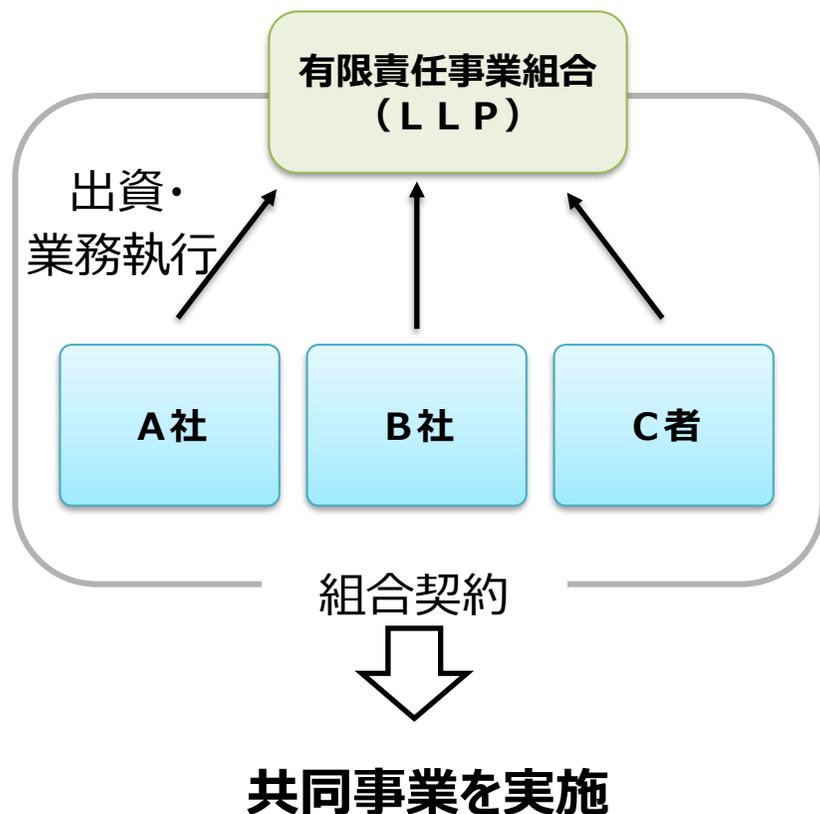


有限責任事業組合（Limited Liability Partnership（LLP））について

- 有限責任事業組合（LLP）とは、民法組合の特例として創設された、参加する組合員が個性や能力を発揮しながら共同事業を行うことができる組織形態。



〔LLPの特徴〕

● 有限責任

組合員は、出資金額までしか債権者に対して責任を負わない。

● 経営の柔軟性

組合員の貢献度合いなどを勘案し、権限や損益の配分など組合内部の運営ルールを柔軟に設計できる。

● 構成員課税

法人格はなく、LLP自体にではなく、損益分配割合に従って各組合員に帰属する損益に対し、各組合員においてのみ課税がなされる。